

公益財団法人日本セーリング連盟 ドーピング防止規程

1. 世界ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程

1. 1 公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）は、世界ドーピング防止規程（以下、「WADA規程」という。）及び日本ドーピング防止規程（以下、「JADA規程」という。）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うものとする。
1. 2 WADA規程に基づき、連盟は以下の役割及び責任等を担うものとする。
 - (1) ドーピング防止方針及び規則が、WADA規程及びJADA規程に準拠すること。
 - (2) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）と協力すること。
 - (3) WADA規程又JADA規程に違反した競技者、又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、連盟からの交付金および助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - (4) ドーピング防止教育を奨励すること。
1. 3 本規程の目的を達成するため、連盟の中にドーピング裁定委員会を置く。
1. 4 連盟の医事・科学委員会アンチ・ドーピング小委員会は、ドーピング裁定委員会の事務局として事務を担う。

2. ドーピング防止規程の適用

2. 1 本規程は、連盟会員のうち、以下の者に適用される。
 - (1) 競技者
 - (2) 競技者支援要員
2. 2 ドーピング防止規則違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

3. 1 競技者は、以下の義務を負うものとする。
 - (1) 適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 検体採取に応ずること。
 - (3) ドーピング防止と関連して、事故が摂取し、使用するものに責任を持つこと。
 - (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
3. 2 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。
 - (1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
 - (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使し、ドーピング防止の姿勢を育成すること。

4. 検査

連盟は、WADA規程及びJADA規程に従い、ドーピング防止機関（JADAを含む）が行う検査の分析結果を承認する。

5. 本規程違反

5. 1 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
5. 2 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程及びJADA規程の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

6. ドーピング防止規則違反の承認

連盟は、すべてのドーピング防止機関による、人がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がWADA規程及びJADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

7. 連盟が課す制裁措置

7. 1 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、連盟理事会の決定に従い、制裁措置の期間、日本代表選手団又はその選考の資格、連盟からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに連盟で役職に就く資格を失う。
7. 2 制裁措置の期間は、WADA規程及びJADA規程の各第10条及び第11条にしたがって決定される。
7. 3 連盟は、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

8. 懲戒措置手続

ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA規程及びJADA規程に準拠して判断され、WADA規程及びJADA規程の条項に従って認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

9. 通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、連盟は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会
- (2) WADA規程第14.1項及びJADA規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) インターナショナルセーリングフェデレーション (ISAF)
- (4) WADA及びJADA
- (5) 連盟が通知を必要と考えるその他の人

10. 不服申立

不服申立については、JADA規程第13条の規定に従うものとする。

11. ドーピング防止規則違反の審査

ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が、後日当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所 (CAS : Court of Arbitration for Sport)、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、連盟はドーピング防止規則違反及びそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が貸された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

12. 解釈

12.1 本規程中、以下の語は、以下の意味を持つものとする。

- (1) 「ドーピング防止規則違反」とは、WADA規程及びJADA規程の各第2条に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。
- (2) 「競技者」とは、WADA規程及びJADA規程に定義されているとおりの意味を有する。

12.2 本規程で定義されていない語は、文脈より異なる意味を持つものを除き、WADA規程及びJADA規程で付与された意味を表すものとする。

13. 附則

この規程は、平成24年12月 8日改訂施行する。

この規程は、2022年 2月26日改訂施行する。